

# 審査基準

基準の名称		
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律	第39条の2第2項	高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可
基準の内容		
<p>1 学校薬剤師を兼ねる場合等であつて、営業所の管理者としての義務を遂行するにあつて支障を生ずることがないと認められること。</p> <p>2 申請については、医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第2条第1項によること。</p>		